

発議第1号

木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日 提 出

木曾広域連合議会運営委員長 栗 屋 正 一

令和8年 月 日 決

木曾広域連合議会議長 永 井 嘉 男

木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

木曾広域連合議会委員会条例（平成11年木曾広域連合条例第43号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>8人以内</u></p> <p>ア 総務課の所管に属する事項</p> <p>イ 会計室の所管に属する事項</p> <p>ウ 広域消防本部の所管に属する事項</p> <p>エ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 福祉環境常任委員会 <u>8人以内</u></p> <p>ア 健康福祉課の所管に属する事項</p> <p>イ 環境課の所管に属する事項</p> <p>(3) 経済観光常任委員会 <u>8人以内</u></p> <p>ア 地域振興課の所管に属する事項</p> <p>イ 建設課の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア 総務課の所管に属する事項</p> <p>イ 会計室の所管に属する事項</p> <p>ウ 広域消防本部の所管に属する事項</p> <p>エ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 福祉環境常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア 健康福祉課の所管に属する事項</p> <p>イ 環境課の所管に属する事項</p> <p>(3) 経済観光常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア 地域振興課の所管に属する事項</p> <p>イ 建設課の所管に属する事項</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

発議第1号 木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

令和8年度から長野県が当広域連合に参画することに伴い、当広域連合議会の構成も変更されることから、各常任委員会の定数を変更し、新たに選任される県議会議員がいずれかの常任委員会に所属できるようにするもの。

2 改正内容

各委員会の定数を「7人」から「8人以内」とする。

3 施行期日 令和8年4月1日